5. 悪 臭

(1) 悪臭とは

悪臭は、人に不快を与える臭いであり、住民の衛生的で快適な生活環境を損なうものです。 人の感覚に直接的に影響を与える感覚公害で、感覚は個人差が大きく、完全な防止対策も難 しい問題です。

近年では、市街化の拡大に伴い、養鶏場や農地などに近接して住居が建てられるようになり、堆肥の臭いなどが問題となっています。また、住宅密集地においては、家庭に設置されている浄化槽の管理が十分に行われておらず、悪臭を発生するケースも増えております。

悪臭防止法では、悪臭の原因となる特定の物質22項目について、規制基準が定められています。

(2) 特定悪臭物質について

物 質 名	臭いの例	物質名	臭いの例
アンモニア	し尿臭	イソ吉草酸	むれた靴下臭
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎ臭	トルエン	ガソリン臭
硫 化 水 素	腐った卵臭	キシレン	ガソリン臭
硫化メチル	腐ったキャベツ臭	酢酸エチル	シンナー臭
二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	メチルイソブチルケトン	シンナー臭
トリメチルアミン	腐った魚臭	イソブタノール	発酵臭
アセトアルデヒド	青臭い臭	プロピオンアルデヒド	甘酸っぱい焦げた臭い
スチレン	都市ガス臭	ノルマルブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた臭い
プロピオン酸	酸っぱい臭い	イソブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマル酪酸	汗臭い	ノルマルバレルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマル吉草酸	むれた靴下臭	イソバレルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた臭い

●浄化槽の管理について

正しい管理で機能を正常に保ち、悪臭の発生を防止しましょう!

- ・「保守点検」「清掃」を定期的に実施しましょう。
- ・毎年,(社)徳島県環境技術センターによる法定検査を受けなければなりません。

5-1. 悪臭に係る基準について

悪臭物質の排出を規制する地域の指定

平成3年3月29日 徳島県告示第214号 北島町 全域

硫化水素の規制

- 1. 規制基準
- ア 敷地境界線濃度

物質名	基準値
硫化水素	0.05ppm

イ 排出口

物質名	基準値
硫化水素	q=5.4×10 ⁻³ ×He ² q:流量(N m³/h)の許容限度 He:補正された排出口の高さ(m)

塩素及び塩化水素の規制基準

昭和47年3月24日徳島県条例第13号 公害の防止に係る規制の基準等に関する条例

塩素	大気汚染防止法施工令別表第 1 の 16 の 項から 19 の項までに掲げる施設	20 ミリグラム
塩化水素	同上	50 ミリグラム

規制基準(昭和53年3月28日徳島県告示第249号)

改正 平成9年4月1日 徳島県告示第235号 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第4条第1項第1号の規定に基づいて悪臭に係る 規制基準を次のように定めている。

敷地の境界線の地表における規制基準

悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度額
アンモニア	大気中における含有率が百万分の 1.5
メチルメルカプタン	大気中における含有率が百万分の 0.003
硫化水素	大気中における含有率が百万分の 0.05
硫化メチル	大気中における含有率が百万分の 0.03
二酸化メチル	大気中における含有率が百万分の 0.009
トリメチルアミン	大気中における含有率が百万分の 0.005
アセトアルデヒド	大気中における含有率が百万分の 0.05
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が百万分の 0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が百万分の 0.009
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が百万分の 0.02
ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が百万分の 0.009
イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が百万分の 0.003
イソブタノール	大気中における含有率が百万分の 0.9
酢酸エチル	大気中における含有率が百万分の3
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が百万分の1
トルエン	大気中における含有率が百万分の 10
スチレン	大気中における含有率が百万分の 0.4
キシレン	大気中における含有率が百万分の1
プロピオン酸	大気中における含有率が百万分の 0.03
ノルマル酪酸	大気中における含有率が百万分の 0.001
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が百万分の 0.0009
イソ吉草酸	大気中における含有率が百万分の 0.001

悪臭防止法第4条第1項第3号の規定する敷地外における規制基準

特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される排出水の量	規制基準(mg/0)
	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0. 05
メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒を超え, 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0. 01
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0. 002
	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0. 3
硫化水素	0.001 立方メートル毎秒を超え, 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.06
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.01
	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	1
硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒を超え, 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0. 2
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.04
	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.6
二酸化メチル	0.001 立方メートル毎秒を超え, 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0. 1
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0. 03

6段階臭気強度表示法

6段階臭気強度表示法は、悪臭物質(アンモニア、、硫化水素等物質)の基準値を設定する際の評価尺度として、採用されている。具体的には臭気強度 2.5 と 3.5 に対応する各物質の濃度の範囲内で、基準値が決められている。

6段階臭気強度表示法

臭気強度	臭いの程度
0	無臭
1	やっと感知できるにおい (検知閾値濃度)
2	何の臭いであるかがわかる臭い (認知閾値濃度)
3	らくに感知できる臭い
4	強い臭い
5	強烈な臭い

臭気強度に対応する物質濃度及び臭気強度(2.5, 3.5)に対する不快度

	大八五人に	物質		度		ppm)		
物質	臭気強度	1	2	2. 5	3	3. 5	4	5
アンモニ	ア	0. 1	0.6	1	2	5	1×10	4×10
メチルメ	ルカプタン	0. 0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素		0. 0005	0.006	0.02	0.06	02	0.7	8
硫化メチ	ル	0.0001	0.002	0. 01	0.05	0.2	0.8	2
二酸化メ	チル	0. 0003	0.003	0.009	0.03	0. 1	0.3	3
トリメチ	ルアミン	0. 0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトア	ルデヒド	0.002	0. 01	0.05	0. 1	0.5	1	1×10
スチレン		0.03	0. 2	0. 4	0.8	2	4	2×10
プロピオ	ン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル	酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0. 09
ノルマル	吉草酸	0.0001	0. 0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草	酸	0. 00005	0.0004	0.001	0.004	0. 01	0.03	0.3
トルエン		0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×102	7×102
キシレン		0. 1	0. 5	1	2	5	1×10	5×10
酢酸エチ	ル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×102
メチルイ ケトン	ソブチル	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10
イソプタ	ノール	0.01	0. 2	0. 9	4	2×10	7×10	1×103
プロビオ アルデヒ		0.002	0.02	0.05	0. 1	0.5	1	1×10
ノルマル アルデヒ		0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチ アルデヒ		0. 0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマル アルデヒ		0. 0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレ		0. 0002	0.001	0.03	0.006	0.01	0.03	0. 2

悪臭物質の主な発生源

物質名	主な発生源
アンモニア	畜産農業,鶏糞乾燥場,複合肥料製造業,でん粉製造業, 化製場,魚腸骨処理場,フェザー処理場,ごみ処理場,し 尿処理場,下水処理場等
メチルメルカプタン	クラフトパルプ製造業,化製場,魚腸骨処理場,ごみ処理場,し尿処理場,下水処理場等
硫化水素	畜産農業,クラフトパルプ製造業,でん粉製造業,セロファン製造業,ビスコースレーヨン製造業,化製場,魚腸骨処理場,フェザー処理場,ごみ処理場,し尿処理場,下水処理場等
硫化メチル	クラフトパルプ製造業,化製場,魚腸骨処理場,ごみ処理場,し尿処理場,下水処理場等
二酸化メチル	クラフトパルプ製造業,化製場,魚腸骨処理場,ごみ処理場,し尿処理場,下水処理場等
トリメチルアミン	畜産農業,複合肥料製造業,化製場,魚腸骨処理場,水産 缶詰製造業等
アセトアルデヒド	アセトアルデヒド製造工場, 酢酸製造工場, 酢酸ビニル製造工場, クロロプレン製造工場, たばこ製造工場, 複合肥料製造業, 化製場, 魚腸骨処理場等
スチレン	スチレン製造工場,ポリスチレン製造工場,SBR製造工場,FRP製造工場,化粧合板製造工場等
プロピオン酸	脂肪酸製造工場,染色工場,畜産事業場,化製場,でん粉 製造業等
ノルマル酪酸	畜産事業場, 化製場, 魚腸骨処理場, 鶏糞乾燥場, 畜産食
ノルマル吉草酸	料品製造工場,でん粉製造業等,し尿処理場,廃棄物処理
イソ吉草酸	場等
トルエン	_
キシレン	塗装工場,その他の金属製品製造工場,自動車修理工場,
酢酸エチル	木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、
メチルイソブチルケトン	輸送用機械器具製造工場,鋳物工場等
イソプタノール	
プロビオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	塗装工場,その他の金属製品製造工場,自動車修理工場,
イソブチルアルデヒド	印刷工場,魚腸骨処理場,油脂系食料品製造工場,輸送用
ノルマルバレルアルデヒド	機械器具製造工場等
イソバレルアルデヒド	

悪臭防止施設

脱臭剂	生	原理	特長	対象事業場
洗浄法	水洗法 薬 液 洗浄等	臭気成分のうち水に対して溶解度の大きい物質(アンモニア,低級アミン類,低級脂肪酸等)を水洗により除法悪臭成分を酸(硫酸,塩酸等),アルカリ(水酸化ナトリウム等)の薬液を使用して洗浄により除去	ミスト,粉じん等を同時 に除去できる 化学薬品を使用しない維 持管理が容易である 酸洗浄はアンモニア,ア ミン類等に,アルカリ洗 浄は硫化水素,低級脂肪 酸類等に有効である ミスト,粉じん等を同時	畜産業,農林業, し尿処理場,下水 処理場,皮革加工 場等
吸	活性炭吸着法	悪質物質を活性炭,シリカゲル,ゼオライト等の分子間引力を利用し吸着除去	に除去できる アルコール, ベンゼン, 脂肪酸類,メルカプタン, 有機物に効果がある 維持管理が容易である	塗装工場, 印刷工 場, 各種プラスチ ック加工場, 繊維 加工場, アクリル
吸着法	イオン 交 換 樹脂法	イオン交換樹脂の持っ ている正員の極性を利 用して電気的に悪臭物 質を吸着除去	広範囲の臭気ガスに効果 がある	樹脂製造工場,メ ッキ工場,ドライ クリーニング店 等
燃烧法	直接燃焼法	臭気ガスを燃焼炉の中で空気といっしょに燃焼することにより (600~800℃), 酸化分解させる	脱臭効果が 99.9%以上ある 維持管理が容易である	化学工場, 食品工場, パルプ工場, 印刷工場, 飼料製造工場, 肥料製造工場等
法	接触燃焼法	触媒を利用することに よって直接燃焼法と同 じ効果を低温で行わせ る方法	燃料費が節約できる	
酸化法	オゾン酸化法	オゾンによる臭気の酸 化とマスキング効果を 用いて脱臭除去	硫化水素,メチルメルカ プタン,二酸化メチル, アミン類,アルデヒド類 に効果がある 運転管理が容易である	精油所,下水処理場, 場,し尿処理場, 飼料製造工場,食 肉加工工場等
	塩素酸化法	塩素酸, 次亜塩素酸の酸 化力によって脱臭除去	硫化水素,メチルカプタン,二酸化メチル等に効果がある	

	臭気ガスに他の臭気を	取扱が非常に簡単である	糞尿処理場, 化学
 中和法	混合することにより臭	施設整備が安価	工場,食品工場等
中和伝	気の相殺作用を利用し		
	て消臭除去		
	臭気ガスが土壌層を通	アンモニア、アミン類硫	農畜産業, し尿処
生物脱臭法	過する際に土壌に生息	化水素等に効果がある	理場,下水処理
土壤脱臭法	する微生物等により酸	排水処理の必要がない	場, 化製場, 食品
	化分解され脱臭除去		工場等
	臭気ガスよりも強い芳	取扱が非常に簡単である	油脂加工場,皮革
マスキング法	香を持つ物質で隠ぺい	施設整備が安価	加工場, 繊維加工
	する		場,飲食店等